

令和6年度 一般社団法人長野県国保地域医療推進協議会事業計画

<基本方針>

国民健康保険は、国民すべてがいつでもどこでも安心して医療が受けられる「国民皆保険体制」の下、医療保険制度の基盤として、地域医療の確保や地域住民の健康の保持増進に貢献してきました。急速な少子高齢化や就業構造の変化などによる被保険者数の減少により、国保制度を取り巻く環境が大きく変化し、平成30年度には県が国保保険者として加わり、国保制度を担うこととなり、財政運営の責任主体となるなど、国保制度改革が行われましたが、財政運営は大変厳しい状況が続いており、更なる財政基盤の安定化及び医療費適正化の推進等が求められています。

保健事業においては、県・市町村・国保連合会の役割分担のもとで、生活習慣病の発症予防・重症化予防や保健事業と介護予防の一体的実施などの取組が進められており、今後も人口減少・少子高齢化が進む中、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、効率的で質の高い医療提供体制、並びに保健・医療・介護等の支援を身近な地域で包括的に確保できる地域包括ケアシステムの推進が求められています。

本協議会としては、これらの諸情勢を踏まえ、地域医療を確保して住民の健康増進に寄与することを目的とし、生活習慣病をはじめとする各種疾病予防対策、健康づくり・生きがい対策等、市町村が行う保健事業を一層活発に展開するとともに、関係者との緊密な連携の下で、地域医療を支える医師確保等の国保直営診療施設等における課題を解消し、地域包括ケアシステムの推進を図るため、次の基本的な考え方にに基づき事業に取り組めます。

<具体的事業>

- 第1には 国保直営診療施設等及び市町村保健師等による保健予防に関する調査研究・協議の場を設け、国保地域医療の一層の推進に寄与する。
- 第2には 市町村国保が行う生活習慣病予防のための特定健診・特定保健指導事業や、市町村の健康づくり運動を積極的に支援するため、保健師等保健事業関係者の資質向上に資する。
- 第3には 地域住民の健康を守る保健活動を推進する市町村保健補導員等の地区住民組織の育成と、全県的組織の充実強化に努める。
- 第4には 地域住民に「自分たちの健康は自分たちでつくり守る」趣旨普及を図るため、広報活動の活発化に努める。
- 第5には 県・市町村及び国保直営診療施設等と連携を密にし、地域包括ケアシステムの構築等を推進し、地域住民の保健・医療・介護・福祉の向上に資する。
- 第6には 全国国保診療施設協議会並びに県の医師確保対策関係部局等と連携し、特にへき地等の診療施設を重点に、勤務医師の確保を図る。
- 第7には 国保直営診療施設等の充実・強化のための研究・協議の場を設けると同時に、助成並びに情報提供を行う。

以上の目的を達成するため、下記事業を実施する。

記

1. 本協議会の運営に関すること

- (1) 総会
- (2) 理事会
- (3) 監事会

2. 地域医療推進のための研鑽に関すること（学会及び研修会の開催）

- (1) 第 68 回長野県国保地域医療学会の開催
令和 6 年 6 月 29 日（土）～ 6 月 30 日（日） ホテルブエナビスタ（松本市）
- (2) 第 64 回全国国保地域医療学会への参加
令和 6 年 10 月 4 日（金）～ 10 月 5 日（土）（岩手県）
- (3) 直診医師・保健師等研修会の開催

3. 保険者（市町村）の保健事業に対する支援促進に関すること

- (1) 保険者（市町村）における保健事業の支援
- (2) 保健師の設置による、保健事業の企画及び市町村支援事業の実施
- (3) 事業実施のための諸会議の開催
- (4) 在宅保健師等を活用した健康寿命延伸のための市町村支援
- (5) 在宅保健師等を活用した特定健診受診勧奨

4. 地区住民組織（保健補導員等）の育成と強化に関すること

- (1) 第 50 回長野県保健補導員等研究大会の開催
令和 6 年 10 月 9 日（水） レザンホール（塩尻市）
- (2) 第 39 回市町村保健補導員会等正副会長研修会の開催
令和 6 年 7 月 17 日（水） レザンホール（塩尻市）
- (3) 長野県保健補導員会等連絡協議会の充実強化

5. 医療要員等の確保対策に関すること

- (1) 長野県医師紹介センターによる医師の確保
- (2) 国保直営診療施設等医師定着化助成事業
- (3) 長野県在宅看護職信濃の会の育成強化

6. 広報活動及び健康管理対策に関すること

- (1) やさしい医学「信濃の地域医療」の年 10 回発行
- (2) 健康教育用機器等の貸し出し
- (3) 保健事業に関する情報収集及び資料提供

7. その他

- (1) 国保直営診療施設等の事務長・事務担当者会議の開催
- (2) 地域包括ケアシステムの構築の取組み・推進の支援
- (3) 地域医療活動を効果的に実施するため県及び県内医療関係団体との連携